



## はかりの定期検査

2年に一度の検査となっています。お忘れなく検査を受けてください。

計量法に基づき、はかりの定期検査を以下のとおり実施します。はかりを取引・証明に使用されている方は、必ず受検してください。検査の対象は商店や事業所で取引や証明用に使用している「はかり・分銅・おもり」です。大型のはかり（ひょう量が300kgを超えるもの）の検査につきましては問い合わせ先までご連絡ください。

検査月日	検査時間	検査場所
9月1日(水) 9月2日(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市役所(西別館) うきは市吉井町新治316番地
9月3日(金) 9月6日(月) 9月7日(火) 9月10日(金)	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民ホール(かわせみホール) うきは市浮羽町朝田561番地1



※検査手数料一覧表については「広報うきは8月1日号」をご覧くださいか、お問い合わせください。

●問合せ 指定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会 ☎092-939-2945



## 国民健康保険の高額療養費支給申請に係る手続きの一部を見直します

### 見直しのポイント

- 令和3年4月診療月より医療機関等からの診療報酬明細書(レセプト)で受診状況が確認でき、かつ市が指定する「高額療養費にかかる同意書」に世帯主等が署名した場合は領収書の提出を省略できます。
- 令和3年3月診療月以前分については、これまで通り領収書(原本)の提出が必要です。
- 市が発行している医療費通知に記載のない医療機関等を受診している場合は領収書(原本)の提出が必要です。

**診療報酬明細書**とは… 保険医療機関等が保険者(国民健康保険など)に医療費を請求するために、行った処置や使用した薬剤等を記載した明細書のことです。

### 高額療養費支給制度とは

医療機関等の窓口で負担した医療費が、一定の自己負担限度額を超えたときは、申請により限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されます。また、市役所であらかじめ「国民健康保険限度額適用認定証」の交付を受けている方は、その証を医療機関に提示することにより、受診時にお支払いいただく金額が1ヶ月あたりの自己負担限度額までとなります。

#### 1.【70歳未満の方の自己負担限度額(月額)】

区分	所得要件	月額
ア	所得金額 901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (4回目以降の限度額: 140,100円)
イ	所得金額 600万円超901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (4回目以降の限度額: 93,000円)
ウ	所得金額 210万円超600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (4回目以降の限度額: 44,400円)
エ	所得金額 210万円以下	57,600円 (4回目以降の限度額: 44,400円)
オ	住民税非課税	35,400円 (4回目以降の限度額: 24,600円)

5ページへ続く

70歳未満の方は、個人ごと、暦月ごと、入院・外来ごと、医科・歯科ごとに分けて一部負担金が21,000円を超えたものが高額療養費の計算対象になります。また、医療機関から処方箋が発行され調剤薬局で薬を処方された場合は、その一部負担金を医療機関でかかった一部負担金と合算します。

## 2.【70歳以上の方の自己負担限度額（月額）】

区分	所得要件	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並所得3	70歳以上の国民健康保険被保険者に現役並みの所得（市民税の課税所得が690万円以上）がある方が1人でもいる世帯に属する方	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1% (4回目以降の限度額：140,100円)	
現役並所得2	70歳以上の国民健康保険被保険者に現役並みの所得（市民税の課税所得が380万円以上）がある方が1人でもいる世帯に属する方	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1% (4回目以降の限度額：93,000円)	
現役並所得1	70歳以上の国民健康保険被保険者に現役並みの所得（市民税の課税所得が145万円以上）がある方が1人でもいる世帯に属する方（※1）	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (4回目以降の限度額：44,400円)	
一般	「低所得1」「低所得2」「現役並み所得者」のいずれにも当てはまらない方	18,000円 (年間上限： 144,000円)	57,600円 (4回目以降の限度額： 44,400円)
低所得2	世帯員全員が住民税非課税 (擬制世帯主含む)	8,000円	24,600円
低所得1	低所得2かつ各所得が必要経費を 差し引いて0円となる方	8,000円	15,000円

(※1) 同一世帯の70歳以上の国民健康保険被保険者の合計収入が383万円（世帯に70歳以上の被保険者が複数いる場合は520万円）に満たない場合は、申請により「一般」の区分となります。

### 1.及び2.の共通事項

- ①保険適用分の医療費（一部負担金）のみが対象となります。入院時の食事代や保険適用外の医療費、差額ベッド代などは対象外です。
- ②負担区分判定は、1月から7月診療分は前々年、8月から12月診療分は前年の所得で判定します。

●問合せ 市民生活課国保・年金係 ☎75-4973